

● 労働保険相談室

[徴収法] 石綿関係拠出金の納付義務？

事例

今年から労働保険料の申告・納付の際に石綿関係の拠出金を納付しなくてはならないと聞きました。

当社は、飲食店なので石綿を扱っていませんが、なぜ納付の義務があるのでしょうか。

また、納付するとすれば、拠出金はいくらになるのでしょうか。平成18年4月から平成19年3月までの当社の賃金総額は、社員が5人、パート1人で約2000万円、私は月額1万円で特別加入しています。



Answer

平成18年2月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、労働保険料の徴収と併せて、労働者を使用するすべての事業主が石綿関係の「一般拠出金」を申告・納付することが定められました。平成19年度の年度更新から申告納付します。

すべての事業主から費用を徴収する理由は、事業活動を通じて石綿の使用による経済的利得を受けていることによるものです。

《一般拠出金の料率》

業種に関係なく一律に1000分の0.05となります。メリット制適用の会社も料率は一律で、割増、割引はありません。

《一般拠出金の支払方法》

平成18年4月1日から平成19年3月31日に支払った賃金総額(千円未満切捨て)に、一般拠出金料率を乗じて申告・納付します。なお、特別加入者分は一般拠出金の対象になっていません。

御社の一般拠出金の額は、2000万円×1000分の0.05=1000円となります。一般拠出金は、分割納付できませんので5月20日に一括納付します。

【有期事業の場合】

単独有期事業は、平成19年4月1日以降の工事終了時に、労働保険の確定保険料と併せて納付します。

一括有期事業は、平成19年4月1日～平成20年3月31日までに終了した工事について、平成20年度の年度更新から申告・納付します。